

(仮称)小平市第三次みどりの基本計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

小平市では、みどりの保全及び整備等について総合的に推進するため、「小平市緑の基本計画（計画期間：平成12年度～平成21年度）」を策定し、その後、第二次計画となる「小平しみどりの基本計画2010（計画期間：平成22年度～平成31年度）」（以下、「現行計画」という。）を策定した。

以後、小平市都市計画マスタープランを改定したほか、関連計画である小平市第二次環境基本計画、小平市農業振興計画を策定した。更に、平成29年6月には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されるなど、みどりを取り巻く法制度や社会環境などの変化を受け、現行計画を改定し、(仮称)小平市第三次みどりの基本計画（以下、「次期計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

都市緑地法第4条第1項において規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に該当する計画である。また、現在策定を進めている「(仮称)小平市第四次長期総合計画」及び「(仮称)小平市第三次環境基本計画」のほか、「小平市都市計画マスタープラン」や「小平市農業振興計画」など、他の個別計画との整合にも留意するものとする。

3 計画対象期間

(1) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

(2) 計画期間の延伸

現行計画の計画期間を1年間延伸し、令和2年度までとする。

(3) 延伸の理由

- ① 令和2年度に策定予定の上位計画である(仮称)第四次長期総合計画及び関連計画である(仮称)第三次環境基本計画と整合を図るため。
- ② 現在、整備検討を行っている都市計画公園について、東京都・特別区・市町が共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」の優先整備区域に選定されていないため、次の整備区域の選定期である令和元年度末の整備区域の選定結果を踏まえ、次期計画に当該都市計画公園整備事業について位置づけを行うため。

4 計画策定体制

(1) 小平市環境審議会

小平市環境基本条例第14条第2項に基づき、次期計画の策定について意見聴取等をする。

(2) 小平市緑化推進委員会

小平市緑化推進委員会設置要綱第2条第1項に基づき、次期計画の策定について意見聴取等をする。

(3) 市民からの意見・要望等の収集

次期計画の策定に当たっては、市民からの意見・要望等の収集のため、地域懇談会及び市民団体等へアンケートを実施する。

また、計画の素案の段階において、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施し、広く市民の意見等を聴取する。

(4) 庁内体制

「小平市みどりの基本計画策定庁内検討委員会」を設置し、関係する部局の連携を図り、内容等の検討を行う。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

次期計画策定の進捗状況等について、必要に応じて適宜、市議会に報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市ホームページ等により、小平市環境審議会及び小平市緑化推進委員会の会議要録の公表を行うとともに、地域懇談会等の結果、及び計画案（素案）に係る市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表等を行う。

6 スケジュール

		環境審議会・市民参加	事務局・庁内
令和元年度	5月	緑化推進委員会	
	6月		庁内検討委員会 幹事長会議報告 6/24
	7月	審議会（基本方針）	
	8月	緑化推進委員会（基本方針）	
	9月		庁内検討委員会
	10月	審議会 市民団体等へアンケート	
	11月	緑化推進委員会	
	12月	地域懇談会	庁内検討委員会
	1月	審議会・緑化推進委員会（骨子案） 地域懇談会	
	2月		庁内検討委員会
	3月	審議会	
令和2年度	4月		庁内検討委員会
	5月	審議会・緑化推進委員会	
	6月		庁内検討委員会
	7月		
	8月	審議会・緑化推進委員会	
	9月		
	10月		庁内検討委員会 庁議（計画素案）
	11月	審議会・緑化推進委員会（計画素案） パブリックコメント（11月～12月）	幹事長会議報告 環境建設委員会報告
	12月		
	1月	審議会・緑化推進委員会（計画案）	庁内検討委員会
	2月		
3月		幹事長会議報告 印刷・製本	

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。